

平成25年6月13日

山形県舟形町が取り組む ふるさと特養整備



平成24年9月6日指定

国宝「縄文の女神」

平成25年6月13日
山形県舟形町

山形県舟形町が取り組むふるさと特養整備

1. 舟形町の取組みの背景

舟形町は、昭和 29 年 12 月 1 日に町村合併しましたが、その時の人口は 12,000 人であった。当時は、亜炭産業並びに内陸油田の地下資源の宝庫として全国的な脚光を浴びた町であった。現在は、農業を基幹産業とする町であるが、時代は、人口減少社会への突入、少子高齢化の進行、雇用の創出にどう立ち向かっていくかが最大の課題となっております。

今、町では、人口増の政策として豊かな自然と住みやすい環境、交通の要衝にある町を売りにして、交流人口は基より、定住促進、子育て、婚活、人材育成、元気な高齢者づくりの推進、地域づくり、教育の充実等を礎にして、農業・商業の活性化、企業誘致、観光産業、そして福祉産業からの雇用の創出に取り組んでおります。

特に、福祉産業の誘致は、雇用の拡大を図る上で極めて即効性と雇用の安定性があります。

以上のような視点に立って、舟形町では、平成 21 年から都会にお住まいの方々を対象としたふるさと特養施設整備について検討して参りました。

そんな中、平成 22 年 11 月 19 日に東京都福祉保健局高齢社会対策部が全国の府県に呼びかけて開催されました「ふるさと特養（都外特養）について」の勉強会に山形県を始めとして 8 県、市区町村では本町だけが参加いたしました。

その時の都の提案では、都民専用の特養整備の建設費を東京都が全て財政支援し、地方の社会福祉法人が管理運営を行うこととなっておりますが、都民専用の特養整備は、厚生省令第 4 条 2 項及び老人福祉法第 15 条第 6 号に抵触すること、東京都の財政的な問題から勉強会の提案事業は、頓挫した経過があります。

また、本町の経済情勢は、雇用対策が喫緊の課題であり、加えて少子化による空き学校（25 年 4 月に 4 校統合により 3 校が空き校舎）や空き保育所（3 保育所中、1 カ所は地域密着型介護老人福祉施設として活用、1 カ所は解体、1 カ所が空いている。）の活用も喫緊の課題であり、舟形町では、ふるさと特養整備の事業化を最重要政策として取り組んでいるところであります。

2. 舟形町の概要



【位置・気候】

舟形町は、県の北部に位置し、奥羽山脈と出羽丘陵の山麓に囲まれ、最上川に注ぐ清流小国川と松橋川の流域に沿い、南北6.5km、東西27.4kmの町である。気候は、内陸性で冬は全国有数の豪雪地帯である。特豪、過疎、山村、辺地、低工、農工、特定農山村の指定地域である。

【面積】 119.03 k m²

【人口・世帯数】

6,003人 (1,906世帯) H25.4.1現在

【主要企業等・従業員数】

(社会福祉法人) 舟和会 189名、(株)キリウ 168名、JA新庄もがみ 83名、(医)徳洲会 72名、(有)舟形マッシュルーム 70名

【町の名所・旧跡・祭り等】



日本三大地蔵尊
猿羽根山地蔵尊



鮎釣りのメッカ
小国川



明治14年明治天皇東北ご巡幸の折、ご献上された松原鮎



松橋観光わらび園



9月の若鮎まつりでの鮎のつかみ取り風景



18ホールフル規格の低価格な県民ゴルフ場



ジャンボマッシュルームで有名な舟形マッシュルーム



舟形若あゆ温泉



舟形若あゆ温泉からの眺望は、県内の主要な山々が眺望でき、県の眺望景観資産に認定

【空き公共施設で無償提供できる施設の状況】

施設名	敷地面積	現況写真
長沢保育所	2,289 m ²	
長沢小学校	24,730 m ²	
富長小学校	19,028 m ²	
堀内小学校	10,279 m ²	

【舟形町の社会福祉施設の状況】

(1) 社会福祉法人舟和会経営施設

- (1) 障がい者支援施設「光生園」定員 100 名（昭和 50 年 5 月 1 日開所）
- (2) 特別養護老人ホームえんじゅ荘 定員 80 名（平成 6 年 4 月 1 日開所）
- (3) 指定短期入所生活介護事業所（ショートステイ）えんじゅ荘併設型
定員 14 名
- (4) デイサービスセンターえんじゅ荘併設型 定員 15 名
- (5) デイサービスセンター遊楽館単独型 定員 20 名
- (6) 生活支援ハウスゆいの家 定員 10 名
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設ほなみ 定員 29 名（平成 22 年 4 月 1 日開所）
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所ほなみ 登録定員 18 名（内宿泊 5 名）

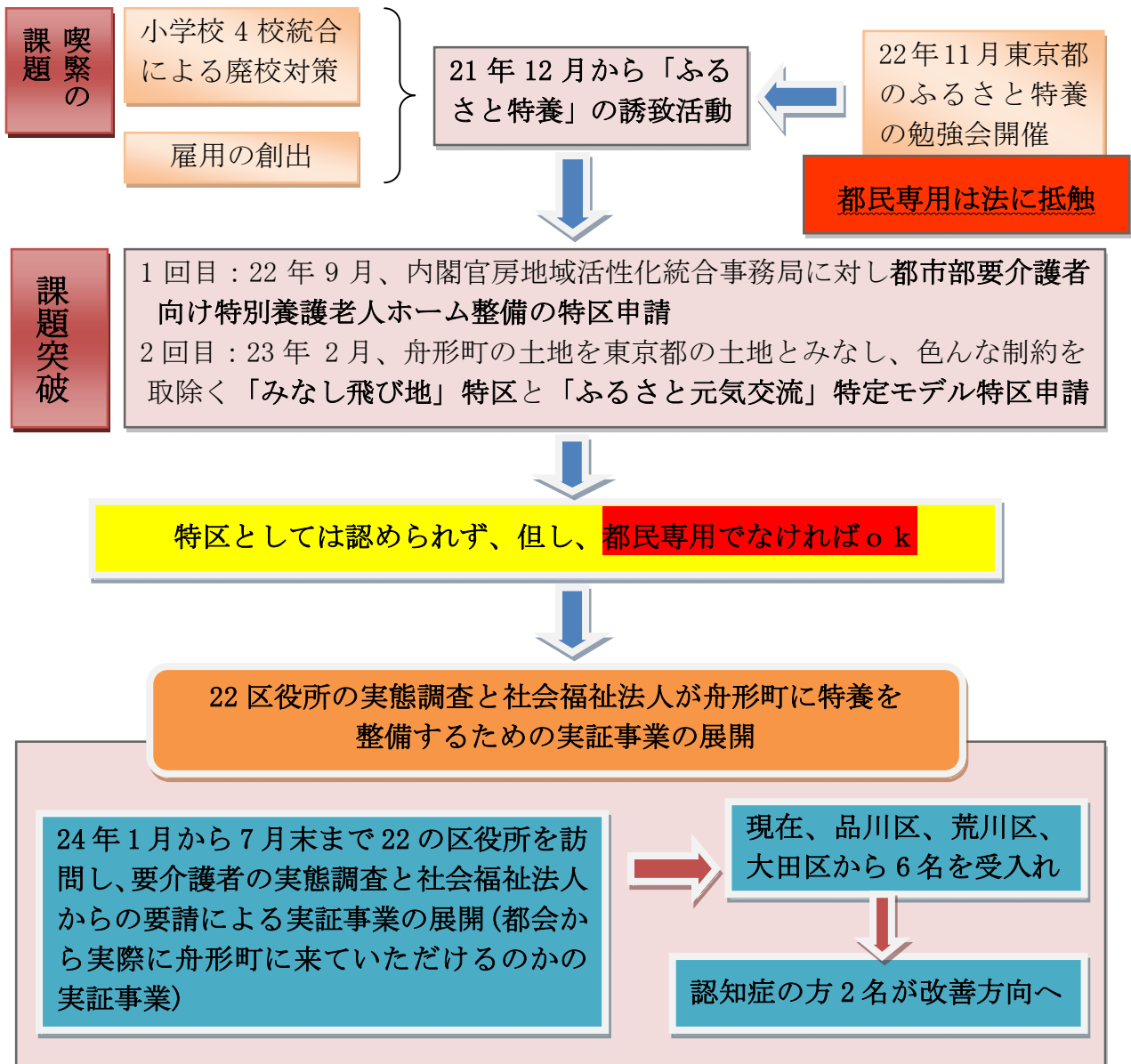
(2) 医療法人 徳洲会経営施設

介護老人保健施設「舟形徳洲苑」定員 100 名（平成 14 年 12 月 10 日開所）

【舟形町の特養施設えんじゅ荘の待機者の状況】

25 年 4 月 1 日現在の待機者 59 名（うち入院、老健施設、有料老人ホーム等への入所者数 40 名、従って、在宅待機者は 19 名。但し、これらの方のうち、ホームヘルパーやデイサービス、ショートステイ等のサービスを受けている方もいます。）

3. 舟形町の実施の経過



4. 24年1月～7月の訪問による22区役所の要介護者の実態と回答

待機者の状況

- ①訪問時点で各区360～4,000人の待機者がいる。平均1,359人うち緊急の方が1/3～1/2程度。施設整備は追いつかない状況である。
- ②入所希望者は遠くを望んでいないが、料金が安い特養であれば地方への希望がある。ほとんどの方は、費用が安く入所期限がない特養入所を望んでいる。
- ③入所料金は、年金支給額で賄えれば理想。月額8～9万円程度。
- ④入所費用が月額4～5万円安いので、多床室を望む方も多い。
- ⑤特養であれば遠くとも入所の希望はある。

区の現状と課題

- ①待機者が多く、概ね介護度4以上でないと入所できない状況である。
- ②生活保護者や低所得で1人暮らしの方の施設入所に費用の面や手続きの面で課題がある。
- ③身寄りのない方の入所、入院手続き、手術の同意、看取り、遺骨の処理など難しい問題を抱えている方の対応が問題となっている。特に後見人制度の適用には費用が掛かり過ぎる。→社会福祉法人では対応可能、町内のお寺では、無縁仏で引受ていただくことで了解済み。
- ④精神疾患の方が増えており、認知症対応の特養がほしい。特に、身体が元気な認知症の方が問題。こういう方々や身寄りがない方の入所を断られるケースが多い。→社会福祉法人では、認知症の方も受け入れを想定している。
- ⑤1人1人の入所判定では、夫婦で同じ施設に入所できない場合がほとんど。夫婦であれば、遠くとも入所が期待できる。
- ⑥施設と病院との連携が整っていて、胃ろうやALSなどの医療行為ができる施設がほしい。→社会福祉法人では、医療行為も想定している。
- ⑦都会では、看護師、介護士は少なく、離職率が高く、人材確保と土地の確保が難しい。→舟形町には、雇用の場がなく、介護ヘルパーなどの養成を既に行っており、最上管内の市町村でも福祉施設への採用希望が多い。
- ⑧介護度3以上の方々の遠距離移送が課題。→社会福祉法人では、病院との連携で救急車を用意することができる。
- ⑨50人床以下の民間施設のほとんどが赤字であり、サービスの低下や安全が懸念される。
- ⑩区役所の枠がないと舟形町の施設を紹介できない。

5. 都市部の高齢者を地方で受け入れる施策と戦略

- ①生活保護者が地方で生活することで過疎化の解消と生活保護費の削減ができる
- ②通所＋ショート、在宅など都会で出来ることは都会で、経済効果がある施設整備や運営は地方で。色んな組み合わせを創ることで経済効果が出る。
- ③舟形町の実証事業では、入所者の認知症が改善されている。風、光、におい、農村風景、食べ物などが良いのではないか。
- ④要介護者も含めて、元気な高齢者が田舎に住んでもらうことで、地域との交流を図り、将来的には田舎で特養等に入所することも期待でき、待機者の分散化と地方の活性化が図られる。
- ⑤元気な高齢者が障害者の面倒をみる社会や手に職を持っている方の第2ステージを創ること、若い世代のニート対策などのため、心が癒える田舎暮らしを進め、耕作放棄地を利活用することなどで地域の活性化が図られる。国土の均衡ある発展が日本を再生するものとする。
- ⑥特養を地方に整備することは、都会の問題と地方の問題を一気に解決でき、お互いウイン・ウインの関係となる。ちなみに、ある区の特養整備地 3,000 m²の土地買収費は 29 億円と伺ったが、地方の学校跡地は 0 円で提供でき、一般的な 100 床規模の場合 100 億円程度の経済効果があり、特養の整備が促進されるばかりか、早急な待機者の改善が図られる。土地分の 100 億円で約 7 棟は建設できる。
- ⑦高齢者の移住・交流には、国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療、福祉の問題、買い物などの移動手段の問題、更には安否確認の必要性など、行政サービスとしても色々問題があります。その解消の 1 つの方策として、特に高齢者の場合、区民としての住民票を有しているが、例えば 65 歳以上とか 70 歳以上の方が田舎に移住する場合、第 2 住民票制度のような仕組みを創設し、受入れ側自治体に地方交付税の算定基礎として、行政経費等を交付する制度の創設も必要と思います。

6. 舟形町の要望

舟形町では、国が進めている産業競争力会議の7つのテーマである雇用制度改革、健康長寿社会の実現に向けて、官民連携のふるさと特養整備の先駆的モデル事業として実施したい。

実施にあたり、疲弊している過疎地域や特別豪雪地域、農山村地域等限定の仮称「ふるさと特養整備特区」として認定していただきたい。

仮称「ふるさと特養整備特区」の事業化にあたり、都民専用の介護保険法上の各種規制緩和や仕組みの改善をお願いしたい。

特に、

- ①国、都道府県、市区町村からの整備補助金が受けられる仕組み
- ②設置者と都並びに区との施設定員契約の仕組み
- ③区の施設として認可し、ケアマネやケースワーカーへ情報が行き届く仕組み
- ④都や区、地方の特区市町村との協議会の創設
- ⑤住所地特例の拡大（地方の特養に入所してから入院した場合で75歳以上の入所者は、後期高齢者医療の地方負担が発生するため）
- ⑥夫婦2人で入所できるような仕組み

結びに、国全体で考えれば、地方で生活させていく方が施設整備費や生活保護費などの国民負担は減るし、地方をいかに発展させるかが、今後の日本の再生・国土の均衡ある発展に結び付くものと考えておりますので、宜しくお願いします。

なお、舟形町と社会福祉法人の間では、既に、この官民連携のふるさと特養整備事業の体制が整っており、廃校となった町内からも早急な本事業の展開を期待しているところでありますので、具現化に向けて重ねてお願い致します。